

中央東地域自治区地域協議会

中央東地域協議会だより

平成29年2月 第37号

地域自治区地域協議会では、地域の声を市政に反映させるため、多様な意見を出し合い地域づくりのための協議を行っています。

7月以降、平成28年度第2回・第3回の中央東地域自治区地域協議会と中央東地域のお宝発掘・発展・発信事業第1回・第2回検討委員会及び第1回地域協議会臨時会を開催しました。

本年もよろしくお願い申し上げます。

『地域のお宝発掘・発展・発信事業について』(宮崎市補助金交付事業)

地域自治区の魅力発信プラン(地域の課題解決や地域の将来像を描いたプラン)の実現及び、地域の資源やお宝を活用し、住みよく誇りと愛着をもった地域づくりに寄与することを目的とした事業に取り組みます。

- 1 補助事業の対象者
 - ・5人以上で組織された団体で、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと、 暴力団関係者でないこと、市民税を滞納していないこと等。
- 2 対象とならない事業
 - ・他の補助を受けている、特定の個人や団体の利益を目的として 公益性を欠く事業、補助金終了後に継続できない事業等。
- 3 補助金額
 - ・毎年200万円(上限額)原則3年間ですが、協議会が承認すれば、平成32年度末まで延長可。
- 4 中央東地域自治区の補助金募集要項(地域自治区協議会決定)
 - ・補助対象者:宮崎市の補助金要項に準じる
 - · 募 集 期 間:平成28年12月1日(木)~平成29年2月28日(火)
- 5 中央東地域自治区審査基準
 - ・書 類 審 査:事業対象者として該当するか、特定個人や団体の利益に該当しないか等の要件を審査。
 - ・プレゼンテーション:事業内容を説明(審査委員 地域自治区地域協議会委員)
- 6 平成29年度から事業実施予定(補助金限度額400万円:内繰越200万円)

「宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動活性化に関する条例について」 通称 ~きずな社会づくり条例~ 平成28年6月制定

《条例制定の背景》

- ・地域住民により組織された「自治会」が、住民生活に最も身近で地域に密着した活動に取り組んできた。 また、「自治会」「まちづくり推進委員会」がそれぞれの地域の特色を活かしながら、地域の課題解決に 向けた活動に取り組み、地域社会の振興に大いに寄与してきた。しかし、住民相互のつながりが希薄 化し地域活動に参加する住民が減少している。
- ・住民が主体となって良好な地域社会を守り育てていくために、市民・事業者・市が連携して「自治会」 及び「地域まちづくり推進委員会」の活動の活性化を推進していく必要がある。

《役割》

・市 民:自治会への加入や自治会・地域活動への積極的な参加

事業者:自治会・地域活動への協力、従業員の自治会加入や活動参加への配慮

住宅関連事業者による自治会加入促進

・ 市 : 自治会加入・まち推・地域活動への参加促進や支援、情報提供や助言

・自治会・まち推:加入しやすい環境づくり、事業や活動の情報提供、

多様な団体との連携、活動を担う人材育成

*地域協議会はどなたでも傍聴できます。第4回は3月13日(月)の予定です。 詳しくは、中央東地域事務所(Tel27-7871)へお問い合わせ下さい。